

名古屋に泊まろう!「シャチ泊」 「ワクチン・検査パッケージ」マニュアル ＜利用者様用＞

令和4年5月20日
＜1稿＞

1. 概要

「ワクチン・検査パッケージ」とは、ワクチン接種歴又は陰性の検査結果を確認することであり、本事業の利用条件の一つとして活用します。

なお、本マニュアルでいう「ワクチン」とは日本で薬事承認されている新型コロナウイルスに対するものをいい、「検査」とは新型コロナウイルスに関するPCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査をいいます。

参考：「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」（観光庁）

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001442240.pdf>

：「愛知県PCR等検査無料化事業」（愛知県）

<https://www.aichi-pcrfree.jp/>

：「抗原定性検査キットに関する注意喚起」（名古屋市）

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000151025.html>

2. 本事業利用時の注意事項（利用規約における同意事項）

「シャチ泊」利用時には以下の内容（利用規約より抜粋）についてご同意ください。

- ・ ワクチンを接種済であること（3回接種していること）又は宿泊開始日において有効な検査（注1）結果が陰性であることが条件であること。
- ・ 宿泊施設へのチェックインの際に、予防接種済証等又は検査結果通知書、および本人確認書類（注2）を宿泊施設に提示すること。
※予防接種済証等は撮影した画像や写し等でも可（本項後段に例あり）
※電子的なワクチン接種証明書でも可
- ・ ワクチンの効果は完全ではないことから、接種後についても感染や他の人に感染させる可能性があることを認識し、ワクチンを接種していたとしても基本的な感染対策を怠らないこと。
- ・ 検査結果が陰性であったとしても、検査後に感染する可能性があり、また、偽陰性である可能性もあることを認識し、基本的な感染対策を怠らないこと。
- ・ 旅行開始日の2週間前から感染リスクを避けて生活すること。
- ・ チェックイン時に「ワクチン・検査パッケージ」の条件を満たさない場合（検査結果が「判定不能」、確認書類を持参しない、検査結果が間に合わない等）には、宿泊施設が抗原定性検査を実施している、又は抗原定性検査を提供する場所が近隣に存在する場合は、チェックイン時に限り、これらの検査を受け、陰性の検査結果を収受した上で、宿泊施設に提示すること。
- ・ 上記のいずれの手段も取れない場合には、シャチ泊割引の適用を受けることが出来ないこと。（後日の提出は不可）
- ・ 複数名（グループや団体など予約記録単位）でシャチ泊を利用する場合で、同行者の中で「ワクチン・検査パッケージ」の条件を満たさない者が発生した場合には、当該グループや団体等の同行者全員が、シャチ泊の適用対象外となること。
- ・ 当日（もしくは旅行出発前に）「ワクチン・検査パッケージ」の条件を満たさない事象が発生したことにより、利用者と宿泊施設（もしくは旅行事業者）との間にて取消料やプラン変更等に伴う宿泊（旅行）代金等の変更等が発生した場合、その取消料や変更等に伴う差額料金等は、利用者と宿泊施設（もしくは旅行事業者様）との契約の定めに基づくものとし、名古屋市及びシャチ泊事務局から取消料および差額料金等の補填はされないこと。

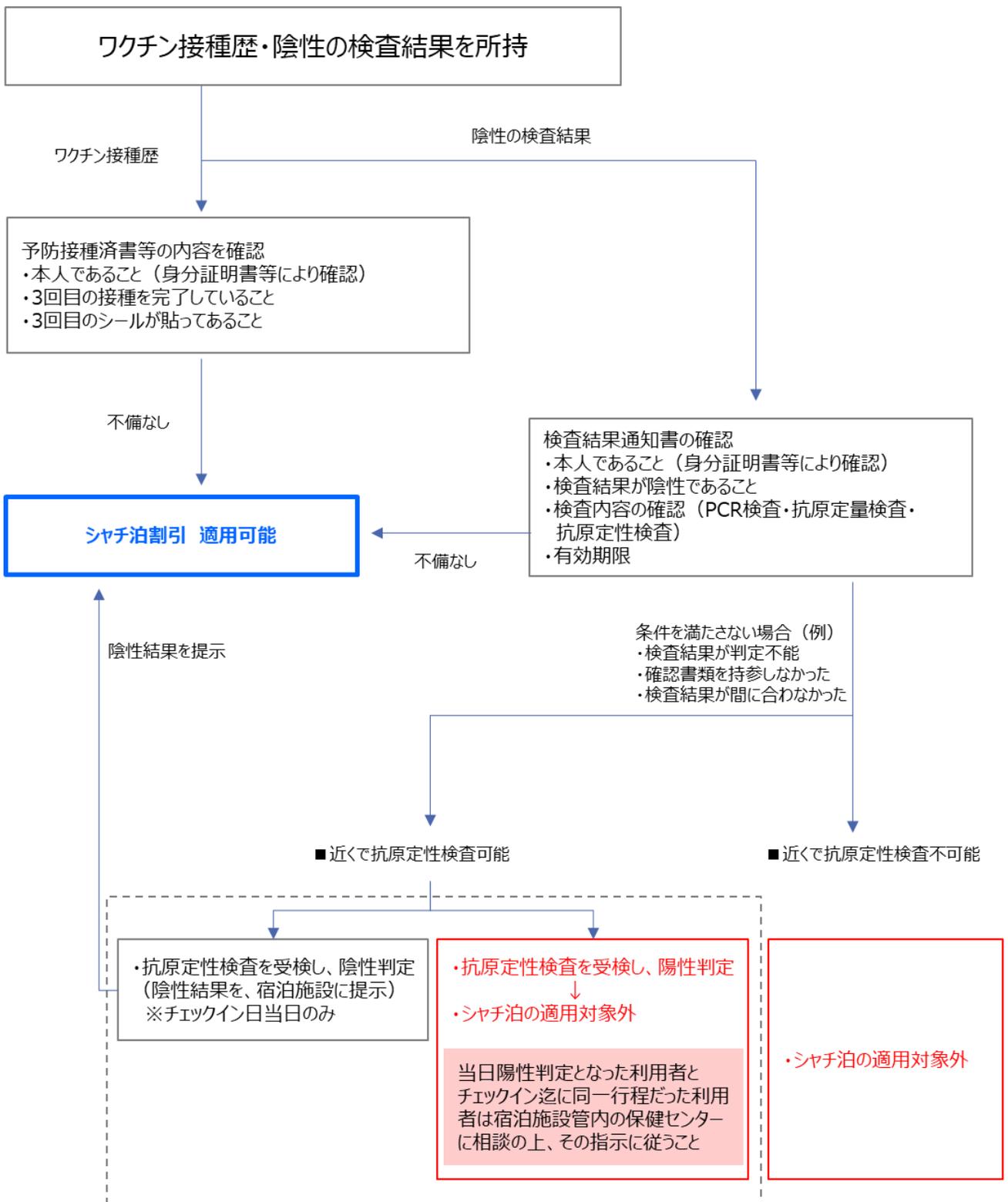
(注1) 検査は、PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査のことをいいます。

(注2) 本人確認書類は以下のものとします。

- ・運転免許証、マイナンバーカード等の公的証明書
- ・健康保険証や学生証等の証明書

※12歳未満の児童の本人確認又は年齢確認は、自己申告、保護者による申告又は健康保険証等での確認によることで可とします。

3. 「ワクチン・検査パッケージ」フローチャート



4. 宿泊施設チェックイン時の対応

- ① チェックイン時に、本人確認書と併せて予防接種済証等又は検査結果通知書の提示を行ってください。（予防接種済証等を撮影した画像や写し等でも可）

【対象：12歳以上全員】

※12歳未満の者は、親等の監護者が同伴する場合は検査を不要とします。

※修学旅行、高校体育連盟などが主催する大会への参加等の学校等の活動に伴い本事業を利用する場合は「ワクチン・検査パッケージ」の適用対象外とします。

※今後、感染拡大等を理由に変更となる場合があります。

- ② チェックイン時に「ワクチン・検査パッケージ」の条件を満たさない場合（検査結果が「判定不能」、確認書類を持参しない、検査結果が間に合わない等）には、宿泊施設が抗原定性検査を実施している、又は抗原定性検査を提供する場所が近隣に存在する場合は、チェックイン当日に限り、これらの検査を受け、陰性の検査結果を収受した上で、宿泊施設に提示することも可能です。（チェックアウト時の提出は認められません）
- ③ 上記のいずれの手段も取れない場合には、シャチ泊割引の適用を受けることが出来ません（後日の提出は認められません）。
- ④ チェックイン当日の検査の結果、陽性判定となった場合は、シャチ泊適用対象外となります。また、陽性判定となった利用者とチェックインまでの行程を同じくした利用者は宿泊施設管内の保健センターに相談の上、その指示に従ってください。

【提示資料と確認項目】

A: 予防接種済証等を提示する場合

1) 居住地が確認できる「本人確認書」

2) 予防接種済証等（本ページ後段に例あり）

- ・予防接種済証及び接種記録書の場合は3回目のワクチンシールが貼られていることを確認

※予防接種済証等を撮影した画像や写し等でも可

- ・接種証明書の場合は3回目の接種記録が記載されていることを確認

※電子的なワクチン接種証明書でも可

B : 検査結果通知書を提示する場合

1) 居住地が確認できる「本人確認書」

2) 検査結果通知書（陰性であることを確認）（本ページ後段に例あり）

- ・宿泊開始日において有効期限（※）を過ぎていないことを確認。
- ・検査方法がPCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査のいずれかであることを確認
- ・その他以下の記載があることを確認

- ①受検者氏名、②検査結果、③検査所名、④検体採取日、⑤検査管理者氏名

※PCR検査等は採取日+3日、抗原定性検査は検査日+1日

5. その他留意点

- 本事業の対象となる県知事が、地域の感染状況により、国と協議の上、通常の「ワクチン・検査パッケージ」適用範囲と異なる取扱いをすることとした場合及び、感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等において、政府・都道府県・名古屋市の判断で、強い行動制限を要請した場合には、それに従ってください。その際の具体的な対応等は事務局より公式サイトを通じて告知します。
- 「ワクチン・検査パッケージ」の条件を満たさない事に起因し、利用者と宿泊施設との間にて取消料やプラン変更等に伴う宿泊（旅行）代金等の変更等が発生した場合、その取消料や変更等に伴う差額料金等は、利用者と宿泊施設（もしくは旅行事業者様）との契約の定めに基づき対応してください。
※名古屋市及びシャチ泊事務局が、取消料および差額料金等を補填することはありません。
- 検査結果通知書については検査機関毎に様式が異なりますが、確認が必要な項目は変わりません。
- 事前、当日を問わず検査を受けるために費用が発生した場合は、当該費用は利用者自身の負担とします。
※名古屋市及びシャチ泊事務局で当該費用を負担することはありません。

6. 「ワクチン・検査パッケージ」 各種証明書と確認項目

<予防接種済証の場合>

3回目のシールが貼られているか確認

〒100-0005
東京都千代田区西千代 1-1-2
厚生 太郎

**新型コロナウイルスワクチンを受けられます。
費用負担はありません。**
**接種を受けるときは、
この用紙と予防票を忘れずにお持ちください。**
**この書面は、あなたが3回目のワクチン接種をした事実を
証明する大事な書面ですので、大切に保管してください。**

新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証(臨時接種)
Certificate of Vaccination for COVID-19

あなたの接種券番号: _____

3回目	氏名	厚生 太郎
接種年月日	住 居	〇〇番〇〇〇〇 〇〇〇-〇〇
種 別	生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日 生
備 考		〇〇番〇〇市県

新型コロナウイルス「2回目接種記録簿」

	1回目	2回目
接種年月日	年 月 日	年 月 日
接種券番号		
Lot No.		

※ *が印字された部分の記録については、別途、当該接種の実施者から発行された接種済証、接種記録書、接種証明書等によって証明されます。

運転免許証等により、
本人のものか確認。

<接種記録証の場合>

3回目のシールが貼られているか確認

新型コロナウイルスワクチン接種記録書
Record of Vaccination for COVID-19

接種券番号	氏名
接種年月日	住 所
種 別	生年月日: 年 月 日
接種会場	接種券番号

新型コロナウイルスの接種を受けた方へ

○ この接種記録書は、市町村が発行する接種済証ではありません。
○ 市町村が発行する接種済証が必要な場合は、住民票がある市町村にお問い合わせください。(発行まで時間を要する場合があります。)

新型コロナウイルスに関する指注意

○ ワクチン接種後に、健康に異常があるとき
● ワクチンの接種を受けた医療機関・かかりつけ医・市町村の相談窓口
○ 予防接種による健康被害についての補償(救済)に関する相談
● 市町村の予防接種担当部門

新型コロナウイルスの詳細情報については、厚生労働省ホームページをご覧ください。
右のQRコードからアクセスできます。



運転免許証等により、
本人のものか確認。

